

返還セリ

二、對シ早坂課長ハ

會社一於テハ一旦解雇ヲ通知シタルエノテアリ其ノ効力ニ
既ニ發生シテ居ルニノアレカラ諸君力此ノ通知ノ返却シテ
ニ別ニ其ノ効力ナシ即ちナニニテハナイト念フホン此
通知書ハ單ニ預シテ置クニ遇キナイトテ立フ要領セリ
斯クテ高橋ヨリ

(1) 解雇危對及對

(2) 工場開鎖交對

(3) 休業中日給支給

外一前項ノ後、預書トシテ提出ハ四項目の要求書トシテ相
士ニ回答ヲ求メタルモ早坂課長ハ協議ノ上明ニ十二月午
前十時四答スヘント述バタレ判メ支涉委員等ハセフ諾トン
テ午後四時三十分退室セリ

全體會議室

於

今

井 早坂、兩課長外二名

出席者側

精葉外四名文涉委員

等會見派日

要求ニ對スル回答、求メタルニ

解雇危對及對

回答、同答、限リニアラスト拒絶

(2) 工場開鎖交對及對

答、拒絶

(3) 休業中日給支給

答、乞事申候ニ聲明シタル通リ支給スレント能ハスト拒絶

以下四項目、對シテ又前項会様拒絶セリ

斯クテ武井源松ヨリ各々八木向穂連、解次セシメント出
表參以限、爭議擴大ノ防止ニ努力シ居リタツニ會社一於テ